

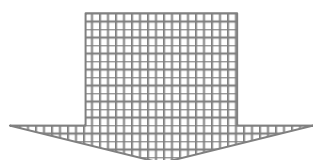
第6章 施策の展開

1. 施策の展開

— 白石市次世代育成支援行動計画施策体系 —

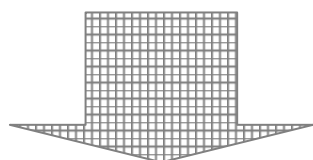
○ 基本理念 ○

子ども・親・地域
みんなが育ちあうまちづくり



○ 基本的な視点 ○

1. 安心して子育てできるまちづくり
2. 共に支えあう地域づくり
3. 夢や希望のもてる次代の親づくり



○ 基本目標 ○

1. 地域における子育て支援
2. 乳幼児及びその保護者の健康の確保・増進
3. 教育環境の整備
4. 生活環境の整備・安全の確保

○ 基本施策 ○

<基本目標1> 地域における子育て支援

(1) 地域における保育・子育て支援サービスの充実

(2) ワーク・ライフ・バランスの理解の推進

(3) 障害児施策の充実

(4) 児童の権利擁護と虐待防止対策の充実

<基本目標2> 乳幼児及びその保護者の健康の確保・増進

(1) 子どもや保護者の健康の確保

(2) 小児医療の充実

(3) 母子保健事業の充実

<基本目標3> 教育環境の整備

(1) 児童の健全育成

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の
教育環境等の整備

(3) 家庭や地域の教育力の向上

<基本目標4> 生活環境の整備・安全の確保

(1) 安全・安心まちづくりの推進

<基本目標 1> 地域における子育て支援

一 現況と課題 一

核家族化の進行や共働き家庭の増加、地域コミュニティの希薄化等により、子どもや子育て家庭をとりまく環境が変化し、家庭や地域での子育て機能の低下や保護者の育児不安、子育てに関する情報や相談の不足等が懸念されています。

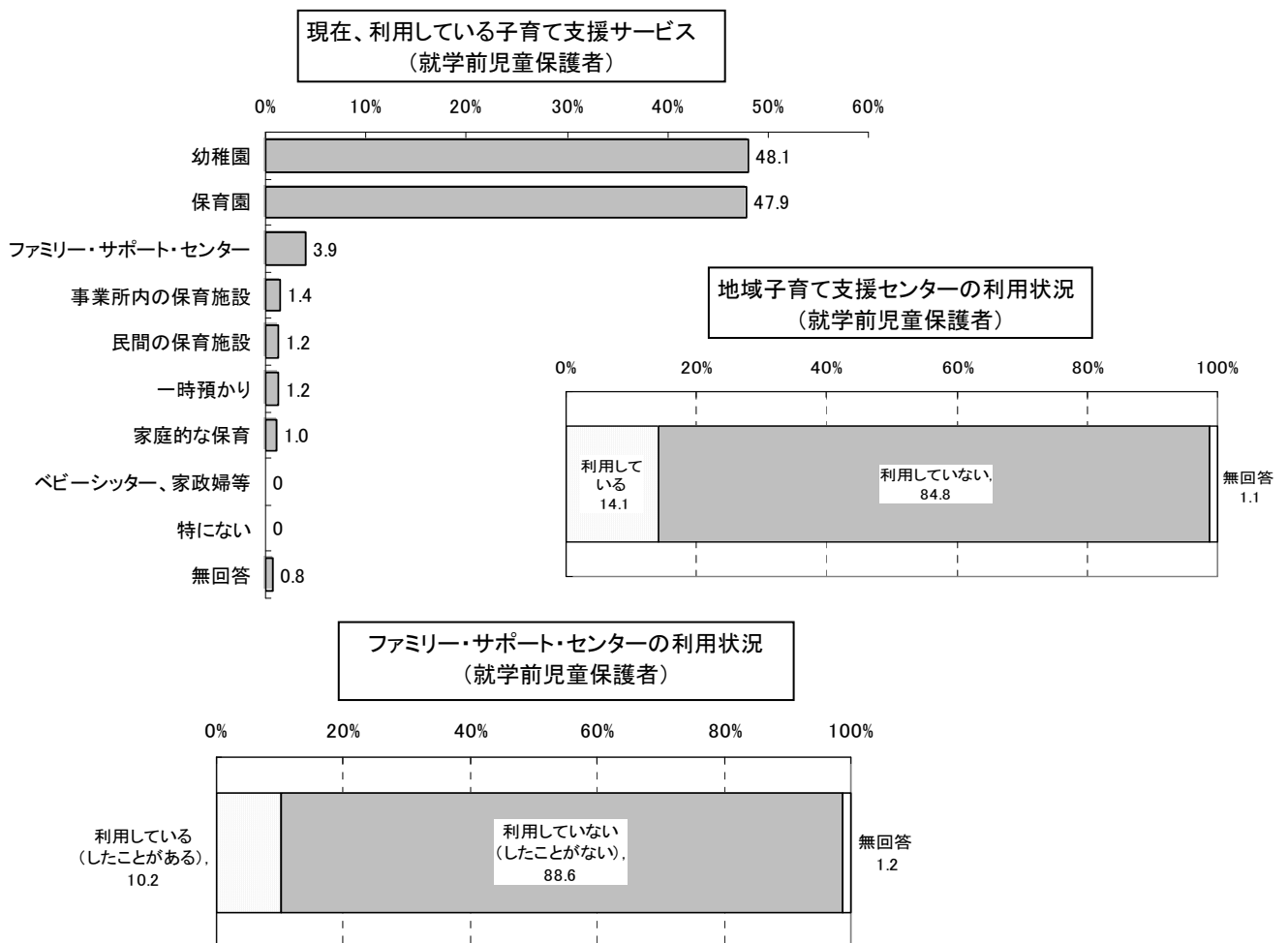
こうしたなか、本市では保育所サービスの充実をはじめ、地域子育て支援センター並びに子育て支援サブセンター事業、ファミリー・サポート・センター事業、親子の居場所づくり等の各種事業を推進しています。

子育てニーズ調査によると、就学前児童がいる家庭において、保育サービスを利用している家庭は約7割を占め、保育園と幼稚園の利用が圧倒的に多くみられます。

一方、地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センターの利用状況は共に低く、まだ活動が十分に浸透していないことがうかがえます。

今後は、子育てをしている人が安心して働くことができるよう、多様なニーズに応じた利用しやすい保育所サービスの提供に努めるとともに、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を推進していく必要があります。

また、地域子育て支援センターや子育て支援サブセンターの機能強化、子どもの権利を大切にする取組等を進め、地域の中で親子がのびのびと子育て・子育てをしていくことのできる環境づくりを推進していく必要があります。



(1) 地域における保育・子育て支援サービスの充実

<今後の方向性>

後期計画においては、仕事と生活の調和のとれた子育てを目指し、多様化する保育ニーズに対応するため、各種の保育サービスの充実を図ります。

また、子育て家庭が孤立化しないよう、地域子育て支援センターや子育て支援サブセンターの機能強化を図り、相談支援や情報提供の充実に努めます。

さらに、ゆとりを持って子育てが行えるよう、ファミリー・サポート・センター事業等の活性化等を推進し、特にひとり親家庭は、経済的状況や日常生活において育児が困難な状況が多く見受けられ、そのための就労支援や日常生活支援が求められる現状がありますので、ニーズの高いひとり親家庭を優先的に支援していきます。

すべての子どもや子育て家庭を応援する観点に立った施策を総合的に推進していきます。

■ 具体的施策

事業名等	担当課	内容	平成 26 年度に向けて
保育園運営事業	子ども家庭課	保育に欠ける児童の保育施設への入所を実施します。 家庭や地域社会と連携をとりながら、児童の健全な心身の発達を図ります。	保育に欠ける児童の保育運営事業として、よりよい環境整備・子育て支援の充実に努め、今後も家庭や地域社会・関係機関と連携を図りながら、児童の健全な心身の発達を推進します。また、施設の老朽化への対応、及び事業運営の一層の効率化を図るため、管理のあり方についても検討していきます。
幼稚園の子育て支援	学校教育課	未就園児に幼稚園の園庭・園舎を開放しています。 地域の高齢者の参画を得た世代間交流を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・未就園児への園開放を継続して実施します。 ・小学校や保育園との交流活動を実施し、幼・保・小の連携を図ります。 ・中学、高校生への職場体験の場を積極的に提供していきます。 ・子育ての先輩である地域の長寿会、ボランティア等の方々との交流を図り、子育てに役立てていきます。 ・子育て支援、特別支援コーディネーターによる子育て相談や支援をしていきます。
休日保育事業	子ども家庭課	日曜・祝日など休日の保育ニーズに対応するため、保育園において休日保育を行います。	19年度から実施していますが、利用状況等を検討した結果、22年度より一旦事業を休止することとしました。今後は、保護者のニーズ等を把握しながら検討していきます。
第3子以降保育料無料化事業	学校教育課	保護者に係る経済的負担を軽減することを目的とした、平成21年度開始の子育て支援事業です。	平成 24 年度までの施策として開始されており、今後国の子育て支援施策の動向をもみながら、対象年齢等も含め、検討していきます。

事業名等	担当課	内容	平成 26 年度に向けて
第3子以降保育料無料化事業	子ども家庭課	保護者に係る経済的負担を軽減することを目的とした、平成21年度開始の子育て支援事業です。	平成 24 年度までの施策として開始されており、今後、国の子育て支援施策の動向もみながら、対象年齢等も含め検討していきます。
誕生祝い金贈呈事業	子ども家庭課	白石市民として誕生した新しい生命が、将来地域の宝となるよう前途を祝福し、健やかに成長することを願って、父母にお祝い金と記念品を贈呈しています。 (お祝い金 第一子：一万円、第二子：二万円、第三子以降：三万円、記念品 市指定ゴミ袋 120 枚)	少子化対策としての子育て支援のほか、市民として誕生した新しい生命を市民全体で祝福をし、喜びを分かち合うことで、地域における子育て支援の重要性の意識向上を図っていきます。
子育て支援サブセンター事業	子ども家庭課	平成 18 年9月、子育ての孤立化等を防ぐため、身近なところで相談等ができるようにと、市内の各地区、計 13 か所にサブセンターを開設しました。	現在、利用はあまりない状況ですが、地域全体で子育てを支援していくという、機運を高めるためにもサブセンターの役割のひとつである、「行政の子育て支援担当部署の紹介と連携」に重点をおいて事業を推進していきます。
あしたば白石	子ども家庭課	勤労婦人、勤労者家庭の主婦及び勤労青少年の福祉の増進を図るとともに、婦人の地位の向上と併せて勤労青少年の健全育成を図るため設置し、各種講座やサークル活動の支援を行っています。	指定管理者制度導入も控え、受益者負担もかんがみながら、社会の動向を意識し、市民の望む事業を展開できるように努めます。また、「地域における保育・子育て支援サービスの充実」の取組として、主催事業（定期講座）については、託児業務を継続できるように努めます。
ファミリー・サポート・センター事業	子ども家庭課	子育てのお手伝いをしてほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いができる人（提供会員）で構成される会員制の組織で、保護者がやむを得ない事情で子どもを一時預けたいときなど、会員同士が協力し、育児の相互援助を行います。	会員相互の援助活動の促進と、学習会・講習会等を通じて登録会員へ子育て情報を積極的に発信します。特に支援を必要とする、ひとり親家庭の利用に柔軟な対応を行って支援していきます。安定した子育て支援活動のために、住民全般にファミリー・サポート・センターの活動内容等を積極的に発信し啓発に努めます。
ふれあいプラザ事業（プレイルーム「やんちゃっこ」）	子ども家庭課	子どもの遊びの広場、親子のふれあいの広場として利用できます。 約29坪のプレイルーム内には、未就学児用の遊具やベビーベッドなどが置いてあり、全天候型の気楽に利用できる施設となっています。	幼児とその保護者が気軽に安心して遊べる場の提供に努めます。また、子育て情報の発信にも努めていきます。
地域子育て支援センター	子ども家庭課	地域の子育てネットワークの中心として他機関との連携を図り、電話や来館等による相談、子育てサークルの育成支援、子育てについての情報提供などを行います。	地域のネットワークを活用して他機関との連携を図り、育児相談、子育てサークルの育成支援、子育てに関する情報提供等に努めます。
スパッシュランドしろいし	企画情報課	市内保育園児・幼稚園児の施設利用を呼びかけ、無料送迎し、園外活動の場を提供していきます。	園外活動として、園児らに好評であることから、利用回数を増やす働きかけをするなどして、施設の効率的な利用を図り、さらに事業を拡大していきます。

事業名等	担当課	内容	平成 26 年度に向けて
HP「おもしろいしネット」	子ども家庭課	市の子育て支援情報を総合的に掲載し、市民が安心して子育てができる環境づくりの一助に資します。	子育て支援情報の内容の充実、みやすい・分かりやすいページ作りに努め、情報提供を行っていきます。
家庭相談事業	福祉事務所	家庭における児童の健全育成に関する事、及び児童にかかる家庭の関係に関する事について相談、指導を行います。	個々の家庭の抱える複雑・深刻化する様々な問題に対して、引き続き事業を継続することとし、家庭相談員がコーディネーター機能を十分発揮し、関係する機関がチームとして対処し、成果の高い事業としていきます。
男女共同参画推進事業	子ども家庭課	男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を存分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指した施策を推進します。 ・普及啓発事業の実施 ・男女共同参画専門委員会の開催 ・女性委員登用状況調査	普及啓発事業を継続していきます（さわやか講演会の開催、女性委員登用状況調査、情報提供等）。
男女共同参画相談支援センター	子ども家庭課	男女共同参画相談支援センターに相談員を置き、配偶者からの暴力(DV)、セクシュアル・ハラスメントなどの問題に悩む方をサポートします。また、DV被害者の緊急一時保護及び自立のための支援活動を行います。	専門相談員によるDV相談や心のケア・カウンセリングなどの精神的な自立支援、各種情報提供による支援を行うとともに、関係機関等と連携を図りながら支援活動を継続していきます。
広報「しろいし」の発行	総務課	「子育て情報」や「健康ひろば」のページなどに育児情報を掲載します。	毎月の定期枠として紙面を確保し、掲載を継続します。また、みやすく分かりやすい紙面作りを心がけながら、内容の充実化を図ります。
白石市母子福祉対策資金貸付金	福祉事務所	緊急に小口の生活資金を必要とする母子世帯に貸し付けます。 (貸付限度額／5万円(無利子) 返済方法／6か月以内に全額返済)	小口生活資金を必要とする世帯に対し、そのニーズに応えられるよう制度の再構築を検討しつつ、引き続き事業を実施していきます。
母子父子家庭医療費助成事業	健康推進課	母子家庭の母親又は父子家庭の父親で、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「児童」という)を養育している方とその家庭の児童、両親のいない児童に対し、医療費を助成します。 助成額は、保健診療の自己負担相当分のうち、月ごとに通院は1,000円、入院は2,000円を超える額です(所得制限あり)。	母子父子家庭における経済的自立の助長と生活意欲の向上を図るため、事務処理の簡素化を進めながら、今後も当該事業を継続して実施していきます。
児童扶養手当給付事業	福祉事務所	父親がいない家庭や父親に重度の障害がある場合、母親又は母親に代わって児童を養育している方に支給します。対象児童は18歳の年度末までの児童です。 (心身に一定の障害を持つ児童は20歳未満)。なお、公的年金や所得により制限があります。	児童扶養手当法に基づき、引き続き実施していきます。

事業名等	担当課	内容	平成 26 年度に向けて
母子相談	福 祉 事務所	母子家庭の生活、教育、医療費など経済上の問題や就職、生業、住宅などの生活上の問題の相談に応じ、その自立に必要な指導を行います。	引き続き事業を継続し、母子世帯の社会的自立を支援していきます。
私立幼稚園保育料 助成交付事業	学 校 教育課	保護者に係る経済的負担を軽減することを目的とした、平成21年度開始の子育て支援事業です。	平成 24 年度までの施策として開始されており、今後国の子育て支援施策の動向をもみながら、対象年齢等も含め、検討していきます。
ブックスタート事業	生 涯 学習課 ・ 社 会 福 祉 協議会	6か月児育児相談時に、赤ちゃんとその保護者に絵本を贈り、絵本の読み聞かせを通して、親子のふれあいを深めてもらう。	「ブックスタート」のきっかけ作りとして、ボランティアによる読み聞かせを行いながら、赤ちゃんとその保護者に絵本の贈呈（手渡し）を継続していきます。
白石市子育てサポーター養成講座	子 ども 家庭課	地域において、子育て中の親等に対し、子育てやしつけについて、友人のような関係で気軽に相談にのったり、きめ細やかなアドバイスを行う子育てサポーターを養成し、子育て支援体制の充実を図る。	地域の人材の発掘・育成を推進し、子育てサポーターを養成する。また、庁内の子育て支援に関わる各課・所の連携や地域との協力により、子育てサポーターの有効な活用を図る。



(2) ワーク・ライフ・バランスの理解の推進

<今後の方向性>

国において、平成19年12月にとりまとめられた「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」において、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」が、次世代育成支援対策における車の両輪として位置づけられています。

また、少子化の流れを変えるためには、特に父親が育児に積極的に関わられるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）を実現していくことが求められています。

しかし、昨今の経済危機を反映して、ワーク・ライフ・バランスの推進に消極的な雰囲気広がっているほか、ワーク・ライフ・バランスという言葉・意味への理解そのものについても、依然として十分浸透していないのが実状です。

このため、ワーク・ライフ・バランスに関する国民への啓発推進や企業への周知徹底など、幅広い取組が求められています。

こうしたなか、白石市では、平成21年度より、毎月第三日曜日を「家庭の日」と定め、家庭の大切さや家庭の役割を考える機会としています。

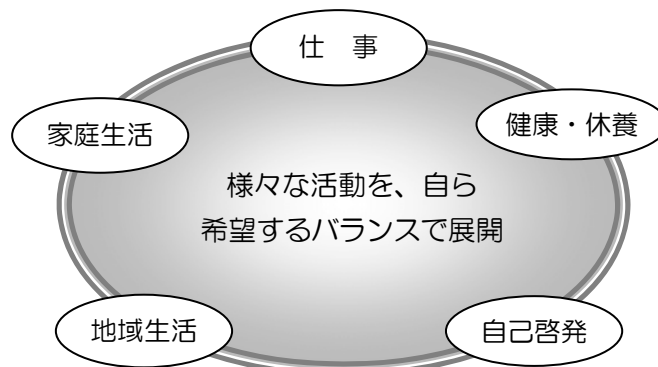
「家庭の日」の取組は、ワーク・ライフ・バランスの具現化を目指すものでもあり、「家庭の日」等を活用して、ワーク・ライフ・バランスの趣旨の理解促進や実現化を目指します。

ワーク・ライフ・バランスとは・・・

ワーク・ライフ・バランスは、「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を言います。

平成19年12月に、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、仕事と生活の調和が実現した社会をめざし、企業や働く人、国などが重要課題として取り組んでいくこととなりました。

〔ワーク・ライフ・バランスが実現した姿〕



■ 具体的施策

事業名等	担当課	内容	平成 26 年度に向けて
白石市「家庭の日」 制定事業	生涯 学習課	毎月第三日曜日を「家庭の日」と定め、毎日を共に過ごす家族のすばらしさや、話し合いのできる家族のありがたさを見直すための活動を行っています。	白石市「家庭の日」制定事業を通して、今後も家族が団らんでできる機会の増大を図り、家族が愛情と信頼の絆で結ばれる家庭づくりを一層推進していきます。 また、青少年の健全育成と非行防止や、家庭の果たすべき役割の重要性を再認識することにより、ワーク・ライフ・バランスの実現化を目指します。



(3) 障害児施策の充実

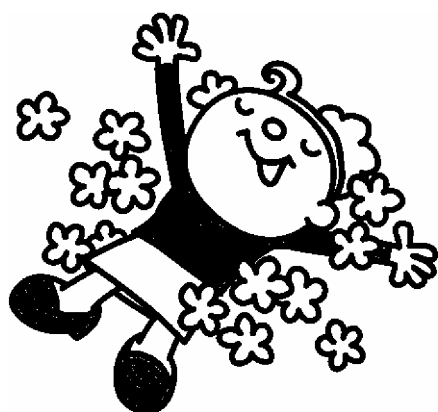
<今後の方向性>

後期計画においても、障害のある子ども一人ひとりの状態に応じたサービス提供に努め、地域で安心して快適な生活を送れるよう支援していきます。また、家庭への支援の充実や市民が互いに助け合っていく地域を目指します。

■ 具体的施策

事業名等	担当課	内容	平成 26 年度に向けて
障害者福祉サービス (居宅介護)	福 社 事務所	重度の身体障害児のいる家庭にホームヘルパーを派遣して、介護などの日常生活の支援を行います。 身体介護・食事、排泄、入浴の介護、衣類着脱など 家事援助・調理、衣類の洗濯、生活必需品の買物など	障害者自立支援法に基づき、引き続き実施していきます。
特別児童扶養手当給付事業	福 社 事務所	20歳未満の重度又は中度の心身障害児を療育している方に支給します(所得制限あり)。ただし、福祉施設に入所している場合は除きます。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、引き続き実施していきます。
心身障害児通園事業 (白石市ひこうせん)	福 社 事務所	母子通園事業:保護者などとともに通園できる未就学の心身の発達に心配のある児童を対象とします。	障害者自立支援法に基づく児童ディサービス事業として、引き続き実施していきます。
障害児レスパイト事業	福 社 事務所	心身の発達に心配のある小学生以下の児童の一定時間介護療育を行います。	当該事業は、障害児のみならずその家族を含め家庭生活全体を支援し、その効果も高いことから、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として、引き続き実施していきます。
障害児福祉手当給付事業	福 社 事務所	20歳未満で著しく重度の障害のため常時介護が必要な方に支給します(施設入所者、3か月以上の入院を除きます。所得制限あり。)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、引き続き実施していきます。
心身障害者医療費助成制度	健 康 推進課	次の方に保険診療の自己負担担当分について助成します(所得制限あり)。 ①身体障害者手帳1・2級、内部障害3級又は療育手帳Aをお持ちの方 ②特別児童扶養手当1級の支給対象児童 ③療育手帳Bを持ち、かつ職親に委託されている方	重度心身障害者の福祉増進と家庭負担の軽減を図るため、事務処理の簡素化を進めながら、今後も当該事業を継続して実施していきます。

事業名等	担当課	内容	平成 26 年度に向けて
重度心身障害者移動サービス利用助成事業	福祉事務所	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの重度障害者の方にタクシー基本料金相当額又は自家用自動車燃料費の一部を助成します。	障害児に対して、日常的な交通手段であるタクシー料金や自家用自動車の燃料費を助成し、通院やリハビリなどの社会生活への参加を促すことを目的とした本事業は、その効果も高いものと判断され、今後も事業を継続実施していきます。
心身障害者通園事業 (白石市福祉作業所やまぶき園)	福祉事務所	雇用されることが困難な在宅の知的障害者等の心身障害者に対し、生活訓練及び授産指導を行うとともに、これらを通して働くことによる生きがいと、自立を支援します。	心身障害者等の社会参加、そして経済的自立を支援していく必要が引き続き認められることから、継続実施していきます。
福祉プラザやまぶき委託事業	福祉事務所	ふれあい室及び相談室を利用し、市民と障害者の交流や福祉に関する活動の支援を図ります。	障害者と健常者の交流及び市民の自主的なボランティア活動を通じ、障害者が普通に暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため、引き続き実施していきます。
移動支援事業	福祉事務所	屋外での移動に困難のある障害児に対して、以下に掲げる外出のための支援を行い地域での自立生活を支援します。 ・社会生活上必要不可欠な外出 ・余暇活動等社会参加のための外出 ・通学	移動困難な障害児に対し有効な事業であることから、引き続き実施し障害児の社会参加、自立を支援します。



(4) 児童の権利擁護と虐待防止対策の充実

<今後の方向性>

近年、子どもたちを取り巻く環境は憂慮すべき状況にあり、全国では、いじめや児童虐待をはじめとした子どもたちの人権侵害が大きな社会問題となっています。子どもが心身ともに健やかに育ち、自立していくためには、その最善の利益を考慮するとともに、子どもを、基本的人権を有する社会の一員として認識し、自分らしく育つ権利を保障し、確保していく必要があります。

国際社会では、18歳未満のすべての子どもの保護と人権の尊重を促進することを目的として、平成元年11月20日に、「児童の権利に関する条約」を国連総会において採択し、我が国は平成6年4月22日に批准しました。

また、国は、「児童の権利に関する条約」の採択日にちなんで、平成12年11月20日に「児童虐待防止法」を制定しました。

こうした社会背景を受けて、白石市においても、子どもの命や人権が尊重されるよう、「白石市子ども虐待防止連絡協議会」を設置し、取組をはじめましたが、その後再編し、要保護児童地域対策協議会の機能を持たせた「白石市子どもネットワーク連絡協議会」を組織し、児童虐待防止活動をはじめ、子どもの健全育成に向けた取組を展開してきました。

今後も関係機関の連携強化のもとに、「白石市子ども虐待防止ネットワーク」を構築し、子どもの虐待の防止・撲滅に努めます。

また、子どもの権利を尊重する意識を高めるため、児童の権利に関する条約の周知徹底や研修会・イベントなどを通じて、人権意識の高揚並びに児童福祉の理念の周知を図っていきます。

～ 児童の権利に関する条約 ～

「児童の権利に関する条約」は、世界中の子どもが健やかに成長できるようにとの願いを込めて、1989（平成元）年11月に国際連合の総会で採択されました。日本は1994（平成6）年にこの条約を結んでいます。

この条約は54条からなっており、子どもを人権の主人公として尊重し、子どもも大人と同じ独立した人格を持つ権利の主体として捉え、子どもの人権を保障しています。

また、子どもはまだまだ心や体が発達し、成長する途中にあることから、特別に保護されることが必要で、子どもは大人から発達を支援され、援助されなければなりません。

「児童の権利に関する条約」では子どもの権利として次の4つの権利を守ることを定めています。

◆生きる権利

◆育つ権利

◆守られる権利

◆参加する権利

■ 具体的施策

事業名等	担当課	内容	平成 26 年度に向けて
白石市子どもネットワーク連絡協議会	子ども家庭課 ・ 福 祉 事務所	次代を担うすべての子どもと家庭を対象に、子どもの健やかな成長を目指して、保健・福祉・医療・教育等の関係機関連携のもと、子育て支援施策の効果的・効率的な提供を推進するために設置されています。 また、児童の虐待防止や、要保護児童対策地域協議会の機能も持たせています。	次世代育成支援を総合的かつ効果的に推進していきます。また、当該協議会のネットワークを活用し、情報の収集・共有化のさらなる強化を図りながら、児童の虐待防止対策のより一層の推進や、子どもの権利を大切にした子育て支援施策を推進していきます。



＜基本目標２＞ 乳幼児及びその保護者の健康の確保・増進

－ 現況と課題 －

子どもが心身ともに健やかに育つためには、母子保健の確保や保護者の健康づくりの取組が重要です。

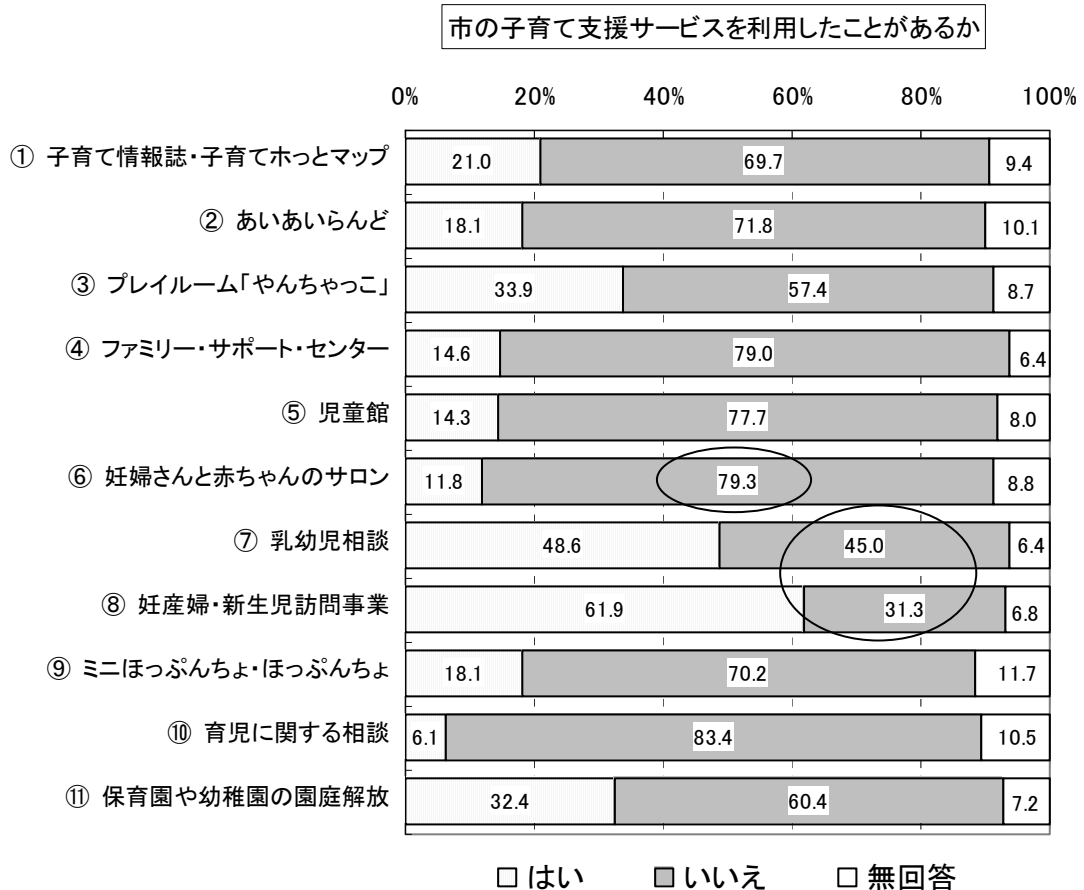
本市では、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて親と子の健康が確保されるよう、各種健康診査や訪問指導、相談支援等の充実を図ってきました。

また、妊婦さんと赤ちゃんのサロン、遊びの教室といった保護者が子育てについて学び、交流できる場を提供しています。

また、小児医療については、安心して適正な医療を受けられるよう、就学前児童を対象に、通院・入院ともに自己負担分について助成を行っています。

今後も、母親の安全な妊娠・出産を支援するために、健康診査や相談支援等の事業の充実を図るとともに、保護者に子育て支援サービスの利用を呼びかけ、自己管理や育児準備等の知識の普及に努める必要があります。

また、乳幼児に対して、各種健康診査の充実や食育、疾病予防、基本的な生活習慣の確立に向けた取組を展開し、親と子の健康づくりを支援していく必要があります。



(1) 子どもや保護者の健康の確保

<今後の方向性>

今後も前期に引き続き、妊娠期から出産までのきめ細やかな支援、親と子の健康確保を図るため、各種健診や相談事業の充実、訪問指導、役立つ情報の提供等を行っていきます。

また、育児の悩みや不安、ストレスを解消するためのサロンや遊びの教室等の活動についても充実を図ります。

■具体的施策

事業名等	担当課	内容	平成 26 年度に向けて
母子健康手帳交付	健康推進課	保健師又は栄養士が個別面接で相談を受けながら交付しています。	妊娠を機会に、親として成長できるような支援を行います。また、妊娠・出産について経済的・環境的・身体的な問題等を抱える場合は、早期に必要な支援を行っていきます。
妊婦一般健康診査 (医療機関委託)	健康推進課	妊婦健康診査受診票(助成券)を交付し、医療機関に委託して健康診査を実施しています。	妊婦の健康管理の充実及び経済的な負担の軽減を図り、妊娠中の異常の早期発見・早期治療を促進し、安心して出産を迎えられるようにします。
妊婦さんと 赤ちゃんのサロン	健康推進課	妊婦、産婦とそのお子さん(4か月頃まで)と、助産師・保健師・栄養士が妊娠・出産・育児などについて、お話ししながら過ごすサロンです。希望の方には、個別相談も行っています。	妊娠・出産・育児についての不安を解消できるよう、支援を継続して行っています。
乳児家庭全戸訪問 事業 (妊産婦・新生児 訪問指導事業)	健康推進課	産婦・新生児に対して、助産師・保健師が家庭訪問し、子どもの発育発達の確認と育児に対する相談・支援を行います。産後の育児不安や産後うつ病の予防や対応を目的にエジンバラ産後うつ病質問用紙票による聞き取りを行っています。	よりよい母子関係の構築、育児不安の解消や虐待の予防・発見を目的に、すべての家庭を訪問できるように努めます。
乳児一般健康診査 (医療機関委託)	健康推進課	2か月児、8～9か月児健康診査無料受診券を交付し、医療機関で健康診査を実施して行きます。	病気の発見、健康の増進、育児不安の軽減を目的に今後も実施して行きます。
乳幼児健康診査・ 育児相談	健康推進課	診察・身長体重測定・個別相談や健康教育を行っています。	病気や発達・発育の問題を発見するほか、児の健康増進や養育者の育児不安の軽減を図り、親子を支援する大切な機会として行きます。
遊びの教室	健康推進課	各種健診・相談等において、発達の経過観察が必要な乳幼児や育児不安を抱える保護者などを対象として親子遊び、個別相談などを行っています。	発達の経過観察が必要な乳幼児や発達について不安を抱える保護者を対象として、集団活動や個別相談等を実施し、親子の支援を実施して行きます。
養育支援家庭訪問 事業 (訪問指導事業)	健康推進課	妊娠・出産・育児について、不安を抱える家庭及び児の健康や心身の発達に何らかの問題を抱える家庭等に対して、家庭訪問を実施し、養育の支援を実施しています。	他機関と連携しながら、支援を継続して行きます。

事業名等	担当課	内容	平成 26 年度に向けて
特定不妊治療助成事業	健康推進課	子どもが欲しくても妊娠できず、不妊治療を受けているご夫婦の経済的・精神的負担を軽減するため、高額の治療費がかかる特定不妊治療費の一部を助成しています。	不妊治療を受けている夫婦の経済的・精神的負担を軽減するため、高額の治療費がかかる特定不妊治療費の一部を助成します。
乳幼児相談	健康推進課	個々の不安を解消するために、育児に関して個別に相談を実施しています。	育児支援や虐待の予防・発見の場として今後も一層必要性の増す事業だと考えています。保護者や時代のニーズにあわせながら今後も継続して実施していきます。

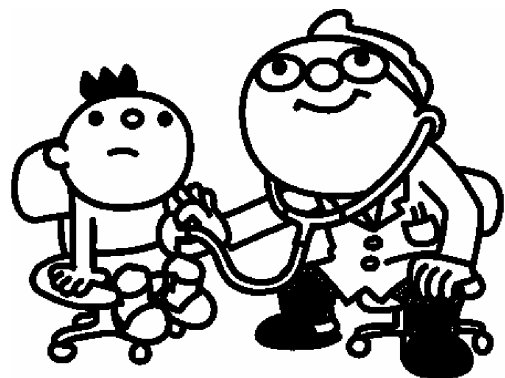
(2) 小児医療の充実

<今後の方向性>

子どもの健やかな成長のため、今後も医療費の助成を継続していきます。

■ 具体的施策

事業名等	担当課	内容	平成 26 年度に向けて
乳幼児医療費助成事業	健康推進課	小学校就学前児童の医療費のうち、保険診療による自己負担相当分を助成します（所得制限あり）。県内受診は現物給付方式を採用し、診療費の窓口負担をなくしているほか、県外受診は償還給付方式を採用し、金融機関を通じた口座振り込みを行っています。	事務処理の簡素化を進めながら、今後も当該事業を継続して実施していきます。



(3) 母子保健事業の充実

母子保健事業は、「母性並びに乳幼児及び幼児等の健康の確保及び増進」を図り、心身共に健やかな育児ができるように、子どもや保護者への支援を行うものです。

子どもたちが健康で明るく元気に生活できる地域づくりを目指し、母親の妊娠期からの適切な健康管理から乳幼児期の基本的な生活習慣の確立、疾病予防、適切な医療・療育環境の確保、思春期保健の充実等を目指して、下記の取組を推進していきます。

1) 目標：安心して子育てができる

子どもが健やかに育っていくためには、母親や父親（養育者）が子どもの育ちを楽しみながらその時期にふさわしい関わりをすることが大切です。子どもを育てるすべての人が、子どもの育ちを喜び助け合うことを目指します。

◆ 具体的施策の推進内容 ◆

- ① 子どもの育ちを楽しみながらできる母親や父親を増やすための支援を行います。
- ② 家族が協力して子育てに取り組めることを目指します。

2) 目標：生活習慣病を予防できる

食生活や睡眠・生活習慣の基本は乳幼児期につくられます。また、生活習慣病の予防は乳幼児期からの正しい生活から始まるといわれています。子どもの将来のために正しい生活習慣の獲得を目指します。

◆ 具体的施策の推進内容 ◆

- ① 正しい生活リズムで過ごす子どもの数を増やします。
- ② むし歯の予防に努め、むし歯のない子を増やします。

3) 目標：妊娠から出産まで安全に過ごせる

母親となる人が穏やかな気持ちで自分の妊娠を迎え、心身共に健やかな出産ができることを目指します。妊娠を機に妊婦が自分自身の健康管理に取組、周囲がそれを支援することが重要です。

◆ 具体的施策の推進内容 ◆

- ① 早期から母体管理の重要性について周知を図り、妊娠 11 週以前での妊娠届出数を増加させます。
- ② 喫煙と飲酒が妊婦の体内に与える影響について知識の普及を行います。
- ③ 妊娠中の食生活等の重要性の周知を図ることにより、妊娠期から出産後を通して、欠食せずバランスの良い食生活で過ごす妊婦を増やします。
- ④ すべての子どもが望まれて誕生されるよう、すべての妊婦が心穏やかに出産を迎えられるように支援します。
- ⑤ 母乳で育児する人の増加を目指します。

4) 目標：疾病と事故を未然に防げる

子どもが安全な環境で育つために母親や父親（養育者）が安全な環境づくりを知り、実践できるようになることを目指します。また、感染症予防のために適切な時期に予防接種を受けることが重要です。

◆ 具体的施策の推進内容 ◆

- ① 正しい事故予防が実践できている家庭の増加を目指します。
- ② かかりつけの小児科医をもつ親の増加を目指します。
- ③ 適切な時期に予防接種を受ける子どもの増加を目指します。

5) 目標：疾病や障害があっても、適切な医療や養育を受けられる

何らかの疾病や発達の遅れ等がある場合、その状態をどのように受けとめるか、どのような養育を選択するかは、子どものその後の育ちに大きく影響すると思われま。適切な時期に適切な養育を受けられることを目指します。

◆ 具体的施策の推進内容 ◆

- ① 発達や疾病の不安がある保護者と子どもに適切な支援を行えることを目指します。

6) 目標：食育を推進し、乳幼児期から生涯にわたる食生活の基礎が形成できる

乳幼児期は、食について授乳から始まり、離乳食、幼児食と生涯にわたる食の基礎作りの重要な時期です。最初の食事である授乳を通して、単に栄養面だけではなく、精神的な安定や愛情、信頼感が培われていきます。家族や友達との楽しい食事を心がけながら、いろいろな食品に親しみ、味覚とともに五感を磨く経験をすることが必要です。

◆ 具体的施策の推進内容 ◆

- ① 正しい食習慣を送れる子どもの数の増加を目指します。
- ② 家族や友だちと一緒に食べる楽しさを味わうことができますようにします。
- ③ 様々な食べものを味わうことにより味覚の基礎を養います。

7) 目標：思春期における心身の変化や健康問題を理解し、自己決定能力を獲得することができる

思春期は身体も心も変化が著しく、人格形成にとって大切な時期です。心理的にも自己の確率をしていく時期でもあり、子どもたちが生命を尊重し、自分らしく生きることができるような意識的な関わりが大切です。

また、生活習慣が確立する時期であると同時に、飲酒や喫煙への関心が高まる時期でもあります。自分の健康に関して正しい知識を持ち、実践できる十代の育成を目指します。

◆ 具体的施策の推進内容 ◆

- ① 正しい健康に関する知識を持った十代を育成することを目指します。

■母子保健事業：目標指標

指 標	現状(20年度)	目標値(26年度)
妊娠11週以下での妊娠届出の割合	48.2%	80%
妊娠中の喫煙率(母子健康手帳交付時)	10.1%	0%
妊娠中の飲酒率(母子健康手帳交付時)	2.8%	0%
母乳育児(母乳・混合)の割合(乳児家庭訪問時)	94.4%	95%以上
生後4か月までの乳児家庭全戸訪問実施率	92%	100%
4か月児健診受診率	95.3%	100%
1歳6か月児健診受診率	95.3%	100%
3歳児健診受診率	97.8%	100%
育児について相談相手のいる母親の割合(3歳児健診)	97.4%	100%
生活リズムの乱れがある子の割合(3歳児健診) (9時以降起床、22時以降就寝)	起床 0.4% 就寝 17.7%	0% 0%
食事時間に乱れのある子の割合(3歳児健診)	1.1%	0%
3歳児の一人平均むし歯数(DMF)	1.64本	1本以下
3歳児のむし歯の有病率	46.1%	30%
周産期死亡数(率)	2人(6.78%)	0%
新生児死亡数(率)	0人(0%)	0%
乳児死亡数(率)	1人(3.46%)	0%
BCG接種率	90.8%	95%以上
MR(麻疹・風疹)1期接種率	95.1%	95%以上
十代の喫煙率(中高生)	男性(中学2年) 0.0% 女性(中学2年) 1.4% 男性(高校2年) 0.7% 女性(高校2年) 0.0%	なくす
十代の飲酒率(中高生)	男性(中学2年) 1.6% 女性(中学2年) 4.3% 男性(高校2年) 12.7% 女性(高校2年) 11.9%	なくす
エイズについて知っている割合(中高生)	男性(中学2年) 57.8% 女性(中学2年) 69.3% 男性(高校2年) 96.5% 女性(高校2年) 98.5%	増 加
クラミジアや梅毒等の性感染症について知っている割合(中高生)	男性(中学2年) 17.2% 女性(中学2年) 15.0% 男性(高校2年) 81.7% 女性(高校2年) 80.6%	増 加
薬物乱用の有害性について正確に知っている割合 急性中毒について(中高生)	男性(中学2年) 32.8% 女性(中学2年) 27.9% 男性(高校2年) 43.0% 女性(高校2年) 31.3%	増 加
薬物乱用の有害性について正確に知っている割合 依存症について(中高生)	男性(中学2年) 82.8% 女性(中学2年) 82.9% 男性(高校2年) 88.7% 女性(高校2年) 97.0%	増 加

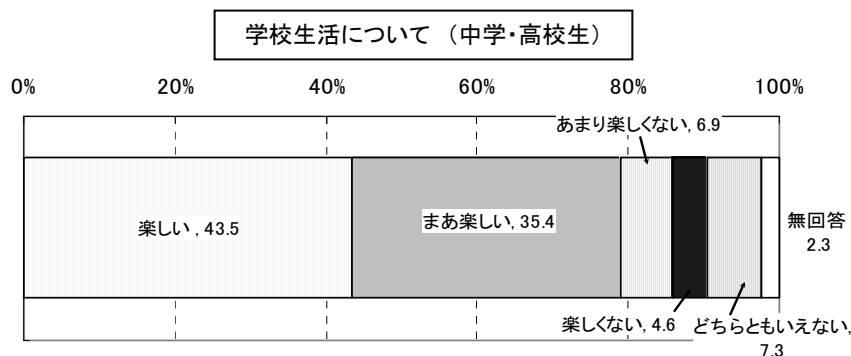
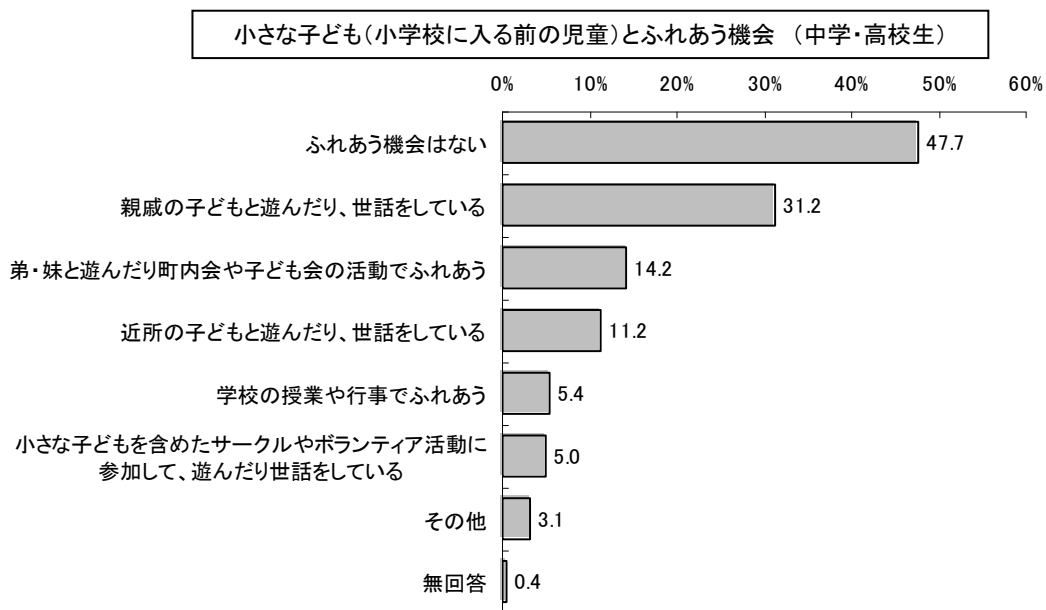
<基本目標3> 教育環境の整備

— 現況と課題 —

少子化や核家族化の進行、また地域とのつながりの希薄化等により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。子育てニーズ調査によると、中学生・高校生において、乳幼児とふれあう機会が「ない」と回答した人は5割に達しています。また、近所の大人とのふれあいについては、「あいさつするぐらいの人がいる」が7割近くを占めており、「話したことはない」、「ほとんど知らない」という回答も併せて約2割を占めています。

地域の中で、子どもたちが生きる力や豊かな心を身につけ、次世代の親となり未来を担っていけるよう、今後も家庭、地域、行政が一体となって、子どもたちの健全育成や家庭及び地域の教育力の向上に取り組んでいく必要があります。

一方、学校は知識を深め、その活かし方を学ぶだけではなく、家庭では体験できない同世代の集団生活を通じて、友達と遊びたいという欲求を充足させ、社会性を身につける場です。学校生活の楽しさについて、中学生・高校生にたずねたところ、「楽しい」、「まあ楽しい」をあわせた『楽しい』との回答は約8割を占めています。今後も、子どもたち一人ひとりの個性を育みながら、確かな学力や豊かな人間性、健やかな体力を養成するため、質の高い良好な教育環境の充実に図っていく必要があります。



(1) 児童の健全育成

<今後の方向性>

保護者の就労支援と子どもたちの健全な放課後の居場所の確保に向けて、今後も放課後児童クラブや放課後子ども教室の運営を着実に実施していくために、地域の人々と力をあわせて子どもを育む環境を広げ、学校の空き教室や地域の社会資源等の活用を検討しながらより良い事業の推進を目指していきます。

また、前期に引き続き、ジュニア・リーダーの育成や豊かな読書環境づくり、適正な遊び場や活動の場の提供等を推進し、子どもたちがのびのびと豊かに育つよう支援していきます。

■ 具体的施策

事業名等	担当課	内容	平成 26 年度に向けて
放課後児童健全育成事業 (放課後子どもプラン推進事業)	子ども家庭課	保護者の就労等のため留守家庭となる児童を対象に、放課後や長期休暇に児童を預かり、健全な遊びを指導しています。	登録児童数の動向や保護者からの要望を勘案しながら、児童が安全で健やかに生活し、保護者が安心して働くことができる環境づくりの一助を担います。
放課後子ども教室推進事業 (放課後子どもプラン推進事業)	生涯学習課	すべての子どもを対象とし、放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画(ボランティア活動等)を得て、子どもたちの勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施することにより、子どもたちが地域の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	学校・保護者のニーズを考慮しながら、放課後児童クラブ事業と連携し、放課後子どもプランの推進を目指していく。また、市内子育て支援事業を統合・改善・廃止により調整し、より良い事業の推進を図り、事業効果を高めていきます。
ジュニア・リーダー育成事業	生涯学習課	子ども会や児童館・公民館などで、市内の児童が楽しく、そして活発な活動ができるように全力でサポートする中学生・高校生(ジュニア・リーダー)を育成しています。 ・ジュニア・リーダー初級研修会の開催 ・ジュニア・リーダー中級・上級研修会の募集 ・ジュニア・リーダーサークルの育成と支援	小・中・高校や子ども会の理解を求め、協働教育によるジュニア・リーダーの養成を行っていきます。
いきいきプラザ	生活環境課	リサイクルの普及啓発施設、各公民館、あしたば白石、及び老人クラブなど市民グループで文化活動をしている団体の発表や地域間・世代間交流ができます。また、ボランティア団体の支援も行います。 リサイクル教室：定期・短期にリサイクル工作の講座を開設します。	リサイクル教室や「おもちゃの病院」を継続していきます。
児童館運営事業	子ども家庭課	児童の健やかな育成のため遊びの場を提供し育成指導を行うとともに、遊びを通して児童の交流を図ります。	児童館は登録児童だけの施設ではなく、様々な年代の子ども同士が自由に交流できる場であることを積極的に広報し、ふれあいの機会の提供に努めます。

事業名等	担当課	内容	平成 26 年度に向けて
ホワイトキューブ	企画情報課	<ul style="list-style-type: none"> ・新体操教室 ・ミニバスケットボール教室 ・キューブジュニア合唱団 技術の向上と心身の健全な発達を助長することを目的として活動しています。	児童等の健全育成のための活動機会の拡大をさらに図りながら、本市の文化・スポーツの振興に努めています。
情報センター「アテネ」	生涯学習課	情報通信及びマルチメディア社会に向け、知識の普及などインターネット利用により、IT活用の推進を図る中で、来るべき社会に対応できる環境づくりに努めています。	「絵本コーナー」の充実を図り、幼児の読書活動の推進を図ります。マルチメディアコーナーとの融合を目指し、市民の情報拠点施設として、情報センターアテネの活用を図ります。
白石市古典芸能伝承の館 碧水園	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども日本舞踊講座 ・琴講座 ・子供能楽教室 ・小4の日舞、茶道体験教室（全クラス来館） ・香道体験教室（年1回小学校へ出張） 	学校・幼稚園・保育園と連携をとりながら、古典芸能、茶道等の伝統文化の普及と伝承活動を行い、伝統文化の振興を図るとともに、出張教室など今後も事業を継続していきます。
白石市図書館文化事業	生涯学習課	子ども向けの事業を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・おはなしひろば（読み聞かせ会） ・ガーデニングひろば ・手作り絵本講習会 ・図書館体験隊 ・おりがみひろば ・読書感想文「さざんか」の発行など 	引き続き子ども向けの事業を実施し、図書館を利用するきっかけ作りに努めます。また、ティーンズ通信に加えて小学生向けの読書ガイドを発行し、読書活動の支援をします。読み聞かせボランティアの育成も進み、人数も揃ってきたので活動の自立を図り、より多くの小学校・保育園等で読み聞かせを行えるようにしていきます。
AZ9 パスポート利用	企画情報課	仙南2市7町の児童・生徒が、土・日・祝日に、仙南広域圏の指定された生涯学習施設等を無料又は安価で相互利用でき、余暇における生涯学習の推進が図られています。	より多くの児童・生徒に施設を利用してもらい、余暇における生涯学習の推進が図られるよう、さらにPRに努め事業を継続していきます。



(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

<今後の方向性>

いじめや不登校等の問題に対しては、今後も家庭、学校、関係機関で連携し、早期発見、早期対応に努めます。

また、子どもたちの学習意欲を高め、生きる力を身につける教育の実践や生徒指導の充実に努め、良好な学校教育環境づくりを目指します。

さらに、スポーツやレクリエーション活動を通じて、子どもの健全な精神や肉体を育み、次世代を安心して預けられる人間性の育成を図ります。

■具体的施策

事業名等	担当課	内容	平成 26 年度に向けて
いじめ・不登校等の問題行動に対応する相談体制づくり	学 校 教育課	6校全部の中学校に、スクールカウンセラーを配置して、生徒、教諭、保護者の相談に応じています。	不登校、いじめ等の未然防止対策を講じる手立てとして、子ども支援ボランティアの人材確保と研修会の充実、また、学校、地域、家庭との情報共有による早期発見、早期対応を図ります。
白石市子ども支援ボランティア	学 校 教育課	経験で培った知識や技能を生かして、不登校で悩む子どもや保護者の話し相手になったり、子どもと一緒に活動するなど、不登校状態の改善を図ります。 また、他のボランティアや学校との交流や研修を深め、連携・協力を進めながら不登校児童生徒や保護者への支援の充実に努めます。	学校との連携を図りながら児童生徒の支援を図ります。ボランティアの研修により質的向上を図ります。
わんぱく少年教室	生 涯 学習課	ジュニア・リーダー養成のための事業と位置づけ、小学校高学年を対象に、キャンプ・レクリエーション・ニュースポーツなどの体験学習を行います。	単独事業での展開だけを考えず、市で行っている他の事業との連携を模索しながらより参加者が楽しめるようなプログラムを展開していきます。
青少年相談センター事業	学 校 教育課	電話や来所による不登校、学校での人間関係、問題行動、家庭の問題、いじめ、非行などの相談を受けつけています。	相談内容が多様化、複雑化してきているので、スクールカウンセラー等との連携を強化し、ニーズに対応できる支援体制を構築していきます。
ニュースポーツ推進事業	生 涯 学習課	・シャフルボード教室 ・小学生シャフルボード大会 ・スポーツチャンバラ教室（市内小学生対象） ・スポーツチャンバラ研修会（指導者育成）	ニュースポーツ移動教室の周知を図り、多くの学校で開催できるように努め、シャフルボードやスポーツチャンバラといったニュースポーツの啓蒙を図ります。

事業名等	担当課	内容	平成 26 年度に向けて
地域・家庭と学校との連携協力による学校の活性化	学 校 教育課	特色ある学校づくり：学校の実情や地域社会の実態を考慮して自校研究主題を設定し、児童生徒の豊かな心を育むための活動を創意工夫して取り組んでいます。 学校評議員会制度：地域社会からの支援・協力を得て、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進し、地域社会と一体となって、学校が抱える教育課題に対処していきます。	これまでと同様に評議員の選出については広い視野に立ち、同じ人に偏らないように努めていきます。
情報教育の推進	管理課	情報教育環境の整備充実（PC児童生徒1人1台の配置、インターネット接続環境の充実、校内LANの充実、学習ソフトウェアの充実） 情報教育を担う人材の育成	補助事業等で充実を図ります。
小・中学校生徒指導対策	学 校 教育課	年2回、生徒指導問題対策会議を開き、いじめ、不登校、暴力行為など、生徒指導上の問題行動への対処について具体的方策を立てます。	生徒指導に関する事例を通して、学校や家庭、地域の役割を明確にするとともに、健全育成という視点で連携していきます。「子どもを育てるヒント集」の内容改訂と活用を図ります。
発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業	学 校 教育課	障害のある子ども及びその保護者に対する相談及び支援を行うための教育相談のシステム化を推進し、教育・福祉・保健・医療・労働等が一体となって、生涯にわたり相談及び支援を推進していきます。 すこやか相談支援機関一覧と個人ファイル「すこやか相談」の活用を啓発していきます。	継続的個別支援体制の整備と特別支援教育コーディネーター連絡会の活性化を図ります。



(3) 家庭や地域の教育力の向上

<今後の方向性>

家庭や地域の教育力の向上に向け、家庭、学校、地域の連携強化により、地域全体で次世代育成を支援する機運の醸成や有害環境の浄化など、健全な育成環境づくりを推進します。

また、食育の実践を通して、子どもたちの心身の健康の増進と豊かな人間性を身につけられるよう、家庭、地域が一体となった食育の取組を推進します。

■具体的施策

事業名等	担当課	内容	平成26年度に向けて
環境浄化活動	学 校 教育課	有害図書、ビデオなど自動販売機設置か所や台数を調査し、関係機関と連携して撤去運動をします。関係機関と協力し合って有害広告物撤去活動をしています。	継続的な取組によって有害広告物が激減し、きれいなまちづくりに貢献しています。今後、地域活動としての位置づけを望みます。
スポーツ施設の使用料の減免	都 市 整備課	各公園内有料スポーツ施設の使用料を、中高校生（部活動での使用に限る）が使用する場合に限り、3割減免とし使用しやすくしています。	使用料の減免を通じて、子どものスポーツ教育活動の支援を継続していきます。
みらい子育てねっと (母親クラブ)	子ども 家庭課	①親子及び世代間交流文化活動(老人施設慰問) ②児童養育に関する活動(子育て休憩室「とんとん」・会員研修) ③児童の事故防止のための奉仕活動(児童公園安全・防犯点検) ④児童館日曜等開館活動(こどもまつり・土曜ひろば) ⑤その他児童福祉の向上に寄与する活動(新一年生へのプレゼント)	児童館や地域と連携し、子どもたちのための様々な活動を通じて親子や地域、異世代間のつながりを深め、さらなる会員増加に努めていきます。
あいあい広場	子ども 家庭課	公民館(大平・斎川)などで、手作りおもちゃなど、楽しく遊べる環境作りに配慮し、親と子の温かなふれあいを目的に開設しています。地域を越えて交流しながら、いろいろな人とふれあうことで、子育てしている親・祖父母同士のつながりを築いていけるような雰囲気づくりをしています。	地区の公民館などへ出向き、親や祖父母と子どもが楽しく遊べる広場を開設し、温かなふれあいが実感できるように支援していきます。
市民活動拠点の充実とまちづくり情報の提供	企 画 情報課	白石市民活動支援センターにおける市民活動や情報交換の場、学習機会の提供など支援機能を市民団体の主体的な関わりにより充実します。	今後も、市民の自発的な活動を促進させるために、白石市民活動センターなどの市民活動の場のPRや、やる気応援事業などの支援情報の提供をさらに強化していきます。
市民活動支援システムの整備	企 画 情報課	市民活動の促進・支援・交流を目的として、市民団体等と連携しながら活動資金・備品を提供するなどの支援システムの整備を行います。	今後も、市民のやる気を引き出せるよう、「やる気応援事業」のPRに努め、多くの活動団体に活用してもらえるようにしていきます。
食育の推進	健 康 推進課	白石市食育推進プランに基づき、食育の推進を行います。	食育に係わる部門、部署において実践される事業の集約を行い各課と連携をとりながら全体的に食育を推進してまいります。

＜基本目標4＞ 生活環境の整備・安全の確保

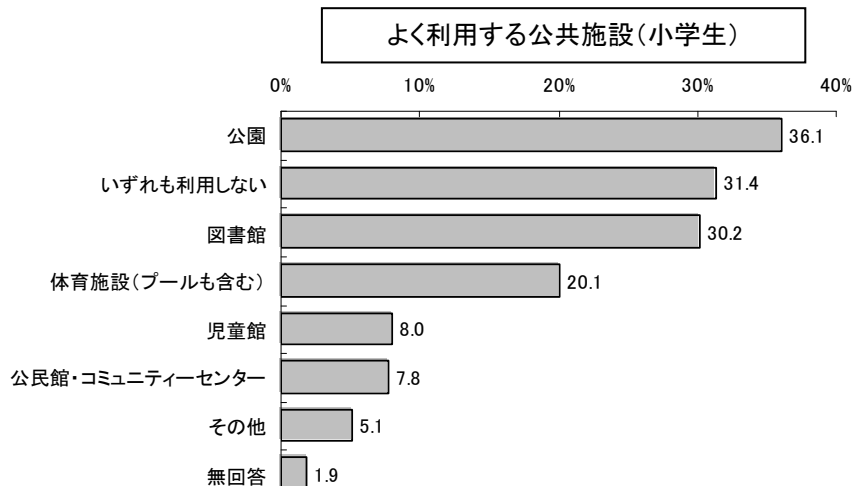
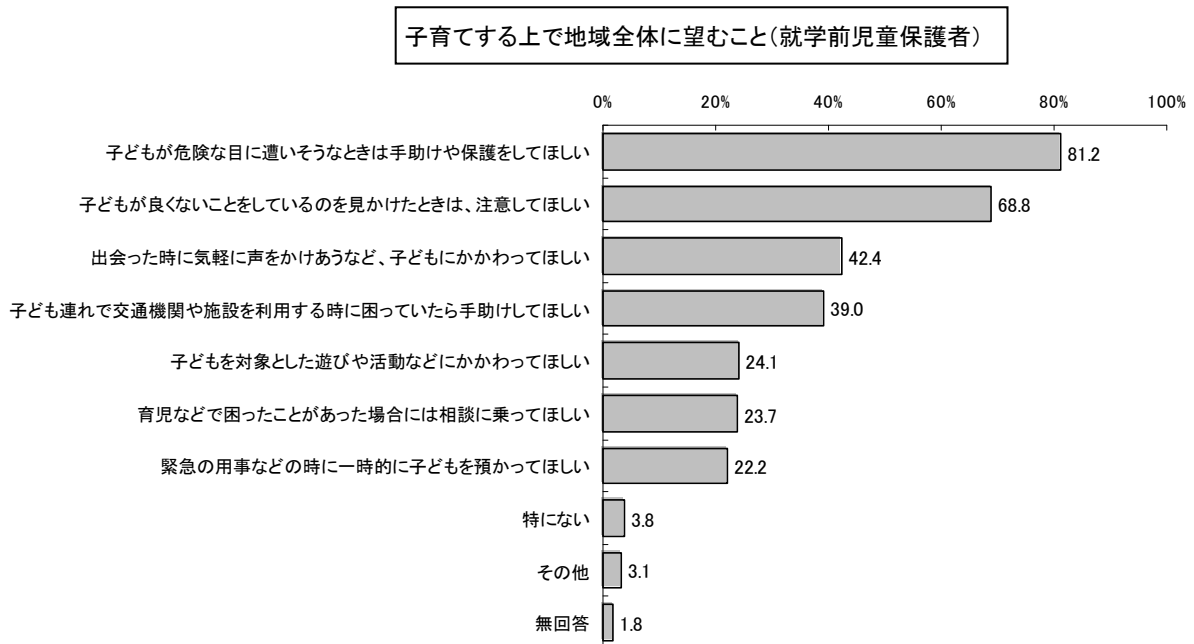
一 現況と課題 一

子どもがのびのびと、健やかに育っていくためには、子どもや子育て家庭が安心して外出し、安全に過ごすことができる環境づくりが求められます。

安心して通行できる道路整備や安全に利用できる公園整備、子どもが良く利用する施設の安全対策など、子どもの視点、子育て家庭の視点に立った都市基盤整備を推進する必要があります。

また、子育て家庭がゆとりを持って生活することができるよう、子育てに配慮した公営住宅の供給や多子世帯に対する優先入居等を今後も継続していく必要があります。

一方、子育てニーズ調査によると、子育てをする上で、地域全体に望むことは、「子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」という回答が最も多くなっています。専門家だけが対策を講じるのではなく、家庭、地域、関係機関、行政が一体となって、子どもが交通事故や犯罪等に遭わないよう、声かけや見守り、巡回パトロール等を強化し、安全な地域環境の形成を目指していく必要があります。



(1) 安全・安心まちづくりの推進

<今後の方向性>

今後も行政と学校、地域、関係団体が一体となって、子どもたちを事件や事故、災害等から守る取組を推進していきます。

また、安心して子育てできる環境づくりを目指して、安全な道路環境整備や公園の適正な維持・管理、ゆとりある住環境づくりなど、生活環境全般の充実に取り組んでいきます。

■具体的施策

事業名等	担当課	内容	平成 26 年度に向けて
街頭巡回指導	学 校 教育課	青少年相談センター16名が、2名一組となりほとんど毎日子どもたちの下校時間帯以降や塾の帰り時間帯に、市街地や大型店舗、たまり場になりやすい公園等を巡回し指導したり、愛のひと声をかけています。	「愛の一声」が非行防止推進に役立っています。関係機関や団体との連携で効率的な活動にしていきます。
幼児交通安全教室	生 活 環境課	市内の幼稚園・保育園において交通指導隊による交通安全教室を実施し、幼児の交通安全意識の向上を図っています。	交通事情の変化や、各保育園毎、地域ごとの危険要素の違いを考慮した指導を継続し、交通安全の意識の向上を図ります。
新入学児童の交通安全指導	生 活 環境課	市内各小学校の一日入学時に、親子それぞれを対象とした交通安全講話の実施と交通安全ラウンドセルカバーの配布を行います。	年々変化する交通事情や、学校ごとの通学路の特性による危険要素の違いを考慮した指導内容を継続し、通学時等の交通安全の充実を図ります。
市内小中学校交通安全教室	生 活 環境課	市内の小中学校において市交通指導隊員による交通安全教室を実施します。	各学校との協力により年々変化する交通事情や、学校ごとの通学路の特性による危険要素の違いを考慮した指導を継続し、児童・生徒の交通安全意識の向上を図ります。
防犯体制の充実	生 活 環境課	防犯意識の啓発と防犯運動の推進により、全市的な防犯機運の盛り上げを図るとともに、犯罪の起こりにくい環境を整備（自主的防犯組織の充実強化、防犯キャンペーンの実施、防犯灯の設置）し、市民が安心して暮らせる生活環境の実現に努めます。	声かけ運動の実施（隣近所、登下校時等）や防犯グッズの効果的活用の推進を継続し、地域の防犯力・防犯意識の向上を図り、安心な社会環境の構築を図ります。
幼年消防クラブの育成	生 活 環境課	市内の全保育園8園、私立幼稚園1園に結成されており、幼年期からの防火意識の向上を図っています。	白石市消防出初式や各地区消防演習に参加し、幼児期における防火教育を進めることで、本人及び家庭、地域での防火体制の強化を図ります。
沖の沢郡山線	都 市 整備課	田町三丁目（旧国道4号9から旭町五丁目までの整備区間（延長1,220m）の都市計画道路を整備します。	事業の平成 22 年度完成を目指して、計画的に整備を進めていきます。

事業名等	担当課	内容	平成 26 年度に向けて
市道改良整備事業	建設課	・狭隘道路の拡幅する道路改良工事 ・排水機能向上及び道路幅員を保する側溝改良工事 ・老朽化舗装を改修する道路舗装工事	地域活力基盤創造交付金事業による国の補助制度を取り込みながら、財政的制約のある中で効果を発現していきます。なお、交付金事業対象外の路線については、現状を維持していきます。
スクールゾーン内危険ブロック塀等除却事業	建設課	スクールゾーン内の通学路に面したブロック塀等の除却に要する費用を助成する事業です。	平成 22 年度終了予定です。
公園灯・バリアフリートイレ等の設置	都 市整備課	公園灯・バリアフリートイレ等の設置を継続していきます。	市内 75 か所の公園環境の現状を再点検して、財政状況を踏まえ施設の整備に努めていきます。
白石市営住宅第三子優先入居制度	建設課	満 18 歳未満の子が 3 人以上いる世帯が、市営住宅への入居を希望した場合、一般世帯に先立ち優先的に選考して入居できる制度です。	対策の一環として、一層の制度の活用を図っていきます。
スクールパトロール（通学路巡視）	学 校教育課	生徒・児童の登下校時に通学路を巡回及び交差点等に立ち、生徒・児童の安全を見守ります。	登下校する生徒・児童に声をかけ、安全指導を行っていきます。ボランティア登録の増加を図ります。
市内公園等遊具一斉点検	都 市整備課	遊具点検を地域ぐるみで恒常的に取り組むことで、子どもたちが安全で安心な環境づくりを図ることを目的に、市内遊具設置施設の安全点検を行います。	一斉点検を継続的に行うことで地域ぐるみに関心を持ち、子どもの安全を確保していきます。
しろいし安心メール	生 活環境課	電子メールを使用して、火災や地震などの、災害情報を配信します。 ※要登録 メールアドレス： shiro-i@posh.jp	迅速かつ的確な情報発信に務め、事業を継続していきます。
	学 校教育課	市内の保育所、幼稚園、小・中学校に通園通学している保護者に、一斉に連絡する必要がある情報（危機管理に関する情報や子どもの安全に関する情報）を配信します。※要登録（メールアドレス：は、お子さんの通園通学している、各園・学校にお問い合わせください。）	迅速かつ的確な情報発信に務め、事業を継続していきます。

2. 後期計画の推進に向けて

(1) 行政機関の連携強化

次世代育成支援行動計画は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、住宅など広範囲にわたる子育て支援に関する総合的な計画です。

このため、庁内の各関係部署間の連携を強化し、全庁的に施策を推進するとともに、保健センターや教育機関、警察等の関係機関、県、近隣市町村とも協力体制を構築し、市の隅々まで行きわたる、適切な計画の推進を図ります。

(2) 子どもネットワーク連絡協議会の充実強化

本市では、子ども家庭課を中心とした「白石市子どもネットワーク連絡協議会」が結成されており、市民のニーズに応じた、適切な子育て支援が行き届くよう、各関係機関の連携を強化し、対応を図っています。

子育て支援と一口にいても多様なサービスがあり、これらを効果的・効率的に提供していくためにも、今後も横のつながりを強化し、総合的な取組を推進していきます。

また、計画の進捗状況の把握に努め、計画的な事業の推進を図ります。

(3) 市民の参画や地域との連携

この計画を実効性のあるものとするためには、市単独の力だけでは限界があり、市民と行政の協働により、施策を推進していく必要があります。

また、子育て支援は、保育園や幼稚園、学校といった子育て支援関係者だけが一手に担うものではなく、これらはいくまでも子育て支援サービスを提供する中心的な存在であり、市民の一人ひとりが子育て支援の担い手であるという考えのもとに、自主的・積極的な活動をしていくことが理想であり、市民の子育てへの参画と身近な応援で、子育て支援の輪が広がるまちづくりを推進します。

(4) 市民へのPR

この計画を企業や市民一人ひとりの理解と協力を得るためにも、本計画の趣旨や理念、施策の内容等を市ホームページ、市広報、パンフレット等でPRし、周知を図ります。

◆◆ 白石市子どもネットワーク連絡協議会 イメージ図 ◆◆

